

## 令和5年度 豊島区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

豊島区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（令和2年1月28日保健福祉部長決定。以下「実施要綱」という。）第6条第1項に基づき、実施要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者等に対して実施する指導等について、以下のとおり令和5年度における重点指導事項等を定め計画的に指導等を実施するため実施方針を定める。

### 1. 基本方針

指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対して障害者（児）福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置をとることに主眼を置いて実施する。

なお、指導及び監査の実施にあたっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と適宜連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図るものとする。

### 2. 指導及び監査実施対象事業所等

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定特定相談支援事業所
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業所

### 3. 指導の重点項目

指導の重点項目は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

#### (1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていない

- か。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
  - エ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及び生活介護を運営する事業所において、会計基準に則った適切な利用者への工賃分配等の経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
  - オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
  - カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

## (2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援・障害児入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応がとられているか。
- オ サービス提供を開始するにあたり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

## 4. 監査の重点項目

監査の重点項目は、次に定めるところによるものとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

## 5. 指導実施計画

### (1) 指導形態

#### ア 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、集合形式又はオンラインを活用した講習等の方法により行う。

#### イ 実地指導

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

### (2) 実施日程

具体的な日程は、年度当初に決定をする。ただし、緊急の指導を要する場合または自然災害その他のやむを得ない事情が発生した場合等には、日程の変更をすることができるものとする。

### (3) 対象の選定

指導の対象事業所等の選定は、実施要綱第5条に定める基準に基づき、原則として、令和5年4月1日時点で現存する障害福祉サービス事業所等の中から選定するものとする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所等のうち、区長が必要であると認めた事業所等についても、指導の対象とする。

### (4) 実施方法

実施要綱第8条に定める方法とする。

## 6. 監査実施計画

### (1) 指導形態

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、監査を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

(2) 対象の選定

実施要綱第11条に該当する場合に行うものとする。

(3) 実施方法

実施要綱第12条に定める方法とする。

7. 指導検査基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じるものとする。

ただし、指定障害児通所支援、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援については、区独自の基準を別に定めるものとする。

8. 関係機関との連携

(1) 必要に応じ、東京都及び他市区町村と合同による実地指導及び監査を実施するとともに、東京都及び他市区町村が実施する研修、指導及び監査に立ち会う。

(2) 障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から、東京都及び他区市町村と連携を図る。